物 品 売 買 契 約 書（案）

　国民スポーツ大会ローイング競技で使用する競漕艇（舵手付クオドルプル・フォア兼用艇、舵手付クオドルプル）（以下「競漕艇」という｡）の売買について、佐賀県（以下「甲」という｡）と落札者（以下「乙」という｡）とは、乙が甲並びに第三者たる滋賀県（以下「丙」という。）、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「丁」という。）及び宮崎県（以下「戊」という。）に対して給付すべき債務に関して次により契約を締結する。

第１条　甲は、乙に対して次項に規定する債務を負わせるため、金　　　　　円(消費税及び地方消費税額　　　　　　　円を含む。）を乙に支払うものとする。

２　乙は、別表の競漕艇を第２条、第３条及び第４条に規定するとおり納入する。また乙は、丙、丁及び戊からこの契約によって生ずる権利を享受する意思表示　を受けたときは、乙の所有に係る別表の競漕艇の所有権を甲並びに第三者たる　丙、丁及び戊に移転するものとする。

第２条　納入期限、納入場所及び契約保証金額は、次のとおりとする。

（１）　納 入 期 限　　令和６年７月３１日

（２） 納 入 場 所 富士しゃくなげ湖水上競技場

（佐賀市富士町大字畑瀬５４６番地１）

（３） 契約保証金額 　　　　　　　円

第３条　乙は、競漕艇を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、競漕　艇の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

２　納入のため持ち込んだ競漕艇は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第４条　乙は、甲の行う検査に合格した競漕艇でなければ納入することができない。検査　に要する費用及び検査のため変質し、変形し、又は消耗破損したものは、全て乙の負担　とする。

２　乙は、甲の指定した日時及び場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。なお、丙、丁及び戊は、必要に応じて検査に立ち会うことができるものとする。

第５条　乙は、検査の結果不合格と決定した競漕艇は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに当　該物品の補修又は取替え（以下「補修等」という。）を行わなければならない。

２　前項の場合は、甲は１回に限り相当日数を指定して、補修等の期間を認めることができる。この場合において、当該補修等が完了したときは、甲に届け出て検査を受けなければならない。

第６条　甲は、競漕艇の引渡し後、当該競漕艇の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないことを発見したときは、乙に対してその補修等を請求することがで　きる。この場合において、その補修等については乙の責任で行うものとする。

第７条　甲は、乙が前条の規定による補修等に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、乙の負担で執行させることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第８条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに競漕艇を納入する　ことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

２　前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

３　甲は、第１項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第１０条の規定による損害金を免除することができる。

第９条　甲は、第４条又は第５条の規定による検査が完了し、丙、丁及び戊からこの契約によって生ずる権利を享受する意思表示を受けた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

２　甲がその責めに帰すべき理由により第１項に規定する期間内に契約金額の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

第１０条　乙がその責めに帰すべき理由により、納入期限までに競漕艇の納入を終了しない場合には、甲は、乙に対して、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

第１１条　この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第１２条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

２　 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第１３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　（１）乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができない

 とき。

 （２）乙が次のアからオまでのいずれかに該当することが明らかになったとき。

　　　ア　役員等（乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　　イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

　　　オ　ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の　責めを負わないものとする。

第１４条　甲が、前条第１項の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収するものとする。

２　前項の違約金の額は、契約金額の１００分の１０とし、乙は、甲が別に指定する期間内にこれを支払わなければならない。この場合において、第２条第３号に規定する契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

第１５条　乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第１６条　乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項であっても、競漕艇の供給上当然必要とされる事項については、甲の指示に従い乙の負担で執行するものとする。

第１７条　乙は、この契約に伴う業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、この契約に定める義務の履行を完了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

第１８条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、佐賀県財務 規則（平成４年佐賀県規則第３５号）の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

 この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　　　 　　　　年　　月　　日

 甲　　佐　賀　県

 佐賀県知事

 乙 　所在（住所）

 　名称（氏名）

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 競漕艇の種類 | 数量 |
| 男子舵手付クオドルプル・フォア兼用艇 | １１艇 |
| 女子舵手付クオドルプル | １１艇 |
| 合計 | ２２艇 |

　　※競漕艇の使用に必要な付属品を含む